

■西栗倉村子育て支援の場設計業務プロポーザル型設計者選定に係る質疑回答書

20160803 更新

20160802 更新

20160714 更新

20160630 更新

20160623 更新

20160622 更新

	質問	回答
01	応募資格⑥の主要構造部が木造で・・・の解釈についてご質問します。主要構造部は木造です。延べ面積は 670 m ² ですが一部 RC 造部が 133 m ² 含まれています。その部分を除いても 500 m ² 以上になります。応募資格⑥に該当すると判断してよろしいか。	木造部分の延床面積が 500 m ² を超える混構造は、応募資格⑥を満たすと解釈します。
02	応募資格⑥の主要構造部が木造で・・・の解釈についてご質問します。 主要構造部は木造で、同一プロジェクトで母屋が 499 m ² 、離れが 192 m ² 計 691 m ² となり 500 m ² 以上となる建築物の実績は、応募資格⑥に該当すると判断してよろしいか。	主要構造部を木造とした 500 m ² 以上の建築物を応募資格の要件としているのは、建築基準法 6 条第一項三号に掲げる建築物で、同法 20 条二項において構造計算によって安全性が確かめられた建築物の設計実績を求めることを趣旨としています。 よって、棟単体で延床面積 500 m ² 未満の建築物が複数棟で構成される延面積 500 m ² 以上の木造建築物の設計実績は、当該応募資格を満たしていません。
03	実施要綱 4.応募資格の⑧に「本村から指名停止を受けている期間中でないこと」とありますが、この度のプロポーザルの応募資格として、貴村の平成 28 年度入札参加資格審査申請済みであることが必要となりますか。	平成 28 年度入札参加資格審査申請済みである必要はありません。
04	4. 応募資格の⑥において、延べ床面積が 500 m ² を超える木造の新築増築改築とありますが、当社過去実績物件において、一敷地に5棟の木造建築物があり、それらを合算す	主要構造部を木造とした 500 m ² 以上の建築物を応募資格の要件としているのは、建築基準法 6 条第一項三号に掲げる建築物で、同法 20 条二項において構造計算によって安全性が確

	<p>ると延べ床面積が 714 m²になります。</p> <p>ここで言う延べ床面積とは、あくまで1棟の延べ床面積ということなのでしょうか。</p>	<p>かめられた建築物の設計実績を求めることを趣旨としています。</p> <p>よって、棟単体で延床面積 500 m²未満の建築物が複数棟で構成される延面積 500 m²以上の木造建築物の設計実績は、当該応募資格を満たしておりません。</p>
05	<p>同様に当社過去実績物件において、要と上は住宅扱いの為、小屋裏収納が面積除外となり、建築基準法上の床面積は 499.67 m²となります。</p> <p>よって小屋裏収納を含めた延面積は応募資格である 500 m²を超えるのですが、これは応募資格を満たすと考えてよいですか。</p>	<p>主要構造部を木造とした 500 m²以上の建築物を応募資格の要件としているのは、建築基準法 6 条第一項三号に掲げる建築物で、同法 20 条二項において構造計算によって安全性が確かめられた建築物の設計実績を求めることを趣旨としています。</p> <p>よって、棟単体で延床面積 500 m²未満の建築物が複数棟で構成される延面積 500 m²以上の木造建築物の設計実績は、当該応募資格を満たしておりません。</p>
06	<p>実施要綱の応募資格④⑤には記載はありませんが、提出様式 03 に、※申請段階で工事が完了しているものを対象とします という条件が追記されています。基本設計・実施設計は終了しており、建築確認書があり、申請段階にては工事中のものは応募資格の要件に該当しないということになりますか。</p>	<p>申請時点で、工事が完了しているものを対象とします。</p>
07	<p>・・・所属する建築士事務所またはその協力事務所は児童福祉法 7 条一項の用途・・・・・・*</p> <p>またはとあると記載してあるので建築事務所か協力事務所のどちらかが児童福祉法 7 条一項の用途(保育園)の実績を有することに理解できます。よろしいでしょうか？</p> <p>それとも建築士事務所、協力事務所(構造事務所、機械設備事務所、電気設備事務所)すべてが実績を有する。でしょうか？</p>	<p>申請事務所または協力事務所のいずれかが実績を有することが必要です。</p>

08	<p>・・・所属する建築士事務所またはその協力事務所は主要構造部を木造とした・・・*またはとあると記載してあるので建築事務所か協力事務所のどちらかが主要構造部を木造とした実績を有することに理解できます。よろしいでしょうか？それとも建築士事務所、協力事務所(構造事務所、機械設備事務所、電気設備事務所)すべてが実績を有する。でしょうか？</p>	<p>申請事務所または協力事務所のいずれかが実績を有することが必要です。</p>
09	<p>保育所 500 ㎡の実績を持つ事務所(A)と木造 500 ㎡の実績を持つ事務所(B)とで共同で参加を検討しています。これに関して質問いたします。・まずは共同で参加できるのでしょうか？・共同で参加できる場合は、AとBとが対等の立場で参加したいのですが、提出書式の『参加表明書』では代表者 1 名のみを書くようになっていました。これを、たとえば、2 通提出して「共同代表者」2 名として参加することは可能でしょうか？あるいは、プロポーザル時点では事務連絡などのための「代表者」とし、設計契約や作品発表の時点で共同代表とするなどの措置をとることが可能でしょうか？・将来的に同様の保育所プロポーザルが行われる場合も保育所の設計実績の有無が参加要件になると考えられますが、共同で参加をした場合にもAとBと両者の実績とすることができのでしょうか？・共同で参加した場合、計画案の著作権者は両者に存すると考えてよいですか？</p>	<p>当該プロポーザル型設計者選定においては、代表者として申請者を一名選定いただく必要があります。</p> <p>また、設計業務契約は、主たる業務を行う一社との締結を前提としておりますが、共同企業体との契約を求める場合は、企業間で著作権等の取決めを交わしていただき、契約主体として公認できる体制を整えていただくことを条件に、協議させていただきます。</p>
10	<p>「応募作品の展示、複製の作成、ホームページへの掲載など、プロポーザルに関する事務での使用の権利は主催者が有する」とありますが、応募者はこれらの行為を禁じられてしまうのでしょうか？たとえば、ホームページに自</p>	<p>提出いただいた提案書の著作権は申請者にあります。提案の展示、複製の作成、ホームページへの掲載等について、申請者の権利を制限するものではありません。</p> <p>最優秀提案および次点の取り扱いについて</p>

	作品として掲載してはいいの ですか？ また、落選者も同等の扱い ですか？	は、主催者側にもその権利が あるとご理解ください。
11	「事業工程表」において、事業 コーディネーター・木材コー ディネーター業務・木材調達 業務については別途業務契 約を結ばれる事になってい ますが、本業務における専 門家協力者（「業務実施体制 計画書」記載）との関係及 び本業務における役割・立 場はどのように考えたらよ いでしょうか。	H28 年度の事業コーディネ ーター業務・木材コーディ ネーター業務・木材調達業 務については、NPO 法人サ ウンドウッズ(兵庫県丹波市) と業務契約を締結しており ます。基本設計・実施設計 業務に必要な木材調達に関 する情報と、西栗倉村基幹 施設建設基本計画との整合 性をとるための調整は、NPO 法人サウンドウッズと連携 していただきます。
12	提出書類に財務諸表とあり ますが、貸借対照表、損益計 算書のみでよいですか？	貸借対照表・損益計算書の 提出を求めます。
13	審査のアドバイザーの氏名 ・経歴は公表されないの でしょうか？	公表いたしません。
14	技術提案書について、様式 4-1 及び 4-2 が指定されて おりますが、各提案事項の 配置は変更せず、赤字及 び指定されております点線 の枠外を削除し、A3 用紙 全面を使用し提案書を作成 することは可能でしょうか？	様式に記載エリアを指定し ている趣旨は、問い合わせ に対する提案内容を審査段 階で見やすくする為です。 ご質問いただいた通り、 大きなレイアウト変更が ない程度に作成いただけれ ば構いません。
15	提出様式 04 の技術提案書 の各問いに対する提案は、 枠内に納める必要はあり ますか。	上記趣旨を汲んでいただ ければ、枠内に収める必要 はありません。
16	公募資料 02 の 2 ページ 用地 C について、役場を 除去したあとの子育て支援 施設の増築に関しては、 何か想定されていますか。 (新たな機能の追加など)	公募資料 02 工事概要書 3.建築条件(3)計画用地 用地 C の以下記載を訂正 いたします。 訂正前:「除却後は、当該 子育て支援施設の増築用 地としての活用の他、西側 道路を挟んで建設が予定 される施設のための駐車 スペースとしての利用が 想定される。」 訂正後:「除却後は、当該 子育て支援施設用地

		<p>としての活用が想定される。」</p> <p>役場除却後、現在村立小学校に隣接して運営されている村営幼稚園との統合の計画があります。統合により 0～5 歳児の為の保育施設となった場合、当該事業で整備する学童保育機能は、村立小学校横の幼稚園舎に移行します。</p> <p>当該事業で建設する学童保育棟の学習室および多目的室は、村営幼稚園と統合される場合、3～5 歳児が活動するスペースとして統合後も活用が考えられます。また、新たに 3・4・5 歳児保育室（各定員 18 名）および必要諸室を、最小限の増築で対応できる配置計画を想定ください。</p>
17	対象敷地内、もしくは敷地付近の地質調査図、ボーリングデータ等ございましたら、頂くことは可能でしょうか。	対象敷地の地質調査データはありません。
18	公募資料 03 の 8 ページ 7 地耐力調査の費用は、委託業務料に含まれますか。また、提出様式 04-01 に総事業費の内訳と算定根拠に関して、地耐力が分からない状況での地盤補強費や基礎工事費に関しては、どのように想定して算定したら宜しいでしょうか。	<p>地耐力調査の費用は、委託業務料に含まれます。想定する建築物の構造規模階数に応じた調査方法を委託業務料の範囲内で実施してください。</p> <p>地耐力調査の方法は、事業費の試算段階には、スウェーデン式サウンディング試験を想定しております。</p> <p>総事業費の算定については、周辺状況等から推測した地耐力を申請者において想定し、それぞれの条件設定に基づいて試算してください。</p>
19	解体予定の既存子ども館の内部の分かる平面図がございましたら頂くことは可能でしょうか。	別添資料 01 をご参考ください。別添資料 01 に記載されていない部分は、鉄骨造平屋建ての倉庫とお考えください。
20	土砂災害警戒区域内に建物を計画すること	可能です。

	は可能と考えてよろしいでしょうか。	
21	対象敷地において、土砂災害警戒区域のエリアの分かる詳細なハザードマップがございましたら頂くことは可能でしょうか。	別添資料 02 をご参照ください。
22	<p>公募資料 02 の 2 ページ 用地 A と B の東側斜面に「急傾斜地崩壊危険区域」の指定を受けている法面があるとのことですが、具体的にどの法面のことですか。また、法面の補強工事が予定されているということですが、その方法と範囲などを教えて下さい。</p> <p>関連して、配布資料 04 の 12 ページの子育ての場のところに、「山川に隣接する恵まれた周辺環境とのつながりに配慮した子育て環境としてふさわしい外部空間の計画に配慮」と書かれていますが、「急傾斜地崩壊危険区域」の法面の補強工事によって東側斜面への出入りが可能になるということでしょうか。</p>	<p>「急傾斜地崩壊危険区域」の指定を受けている法面については 21 の回答のとおり。</p> <p>予定されている対策工事概要については別添資料 03 をご参照ください。</p> <p>後段の回答として、前掲対策工事が実施されることにより、東側斜面へのアクセスが現状から改善される予定はありません。</p> <p>【注:別添資料 02 の地図に示す急傾斜地(ピンク色)とその上下部にある誘発助長区域(黄色)部分については、原則土地の形状を変更する掘削等を行うことはできません。現状を残したまま盛土等を行うことは可能です。いずれにしても、実施する行為について事前に岡山県との協議(届出)が必要となります。】</p>
23	急傾斜地崩壊危険区域に指定されている東側斜面の対策 工事の仕様は決まっていますか? 決まっているのであれば開示していただきたいです。現在の山林が失われるのかコンクリートで覆われるのか は、眺望・景観の面で重要です。	<p>22 の回答のとおり。</p> <p>(コンクリート法面吹付等の工法ではなく、落石等を待ち受けるコンクリート擁壁を築造する対策となる)</p>
24	公募資料 02 の 4 ページ 送迎小型バスの大きさや乗車人数は、想定されていますか。想定されていれば教えて下さい。	<p>現在使用している送迎バスは以下の通りです。</p> <p>将来車両の入れ替えがあるばあいも同等程度の大きさを想定しております。</p> <p>【メーカー:日野バス 中型・小型】</p>
25	現状の送迎方法について、託児所と学童保育はどのようにされていますか。(送迎バスを利用する人数や保護者の車で送り迎えの台数など)	<p>託児所・学童保育それぞれに送迎バスの寄付きおよび昇降口を設けてください。</p> <p>保護者が送迎に使用する車両用の駐車スペースは、概要書の記載の通りです。</p>

26	自転車置場は必要ありませんか。	5台程度の場所を確保ください。
27	配布資料 04 の 11 ページの施設建設の必要性において、「利用者ニーズの不一致」と書かれています。子育て支援の場に関する内容はありますか。あれば教えてください。	現託児所は、旧村営診療所の建物を改修して使用していることから、機能性および安全面から利用者ニーズに適した施設ではないことが指摘されています。
28	公募資料 02 の 3 ページ (4)必要とする所要室の保育室関連の0歳児室の必要定員について 4 ページ 4.利用者数の推移の(1)保育所利用者実態の0歳児の人数が H28 年度に 2人に極端に減っていますが、15人で計画して宜しいでしょうか。また、H28 年度に極端に減った理由は、出生数が少なかったのですか、それとも、他に理由はありますか。	保育室の必要定員は概要書の通りで想定してください。 0歳児の人数が H28 年度に2人に極端に減っているのは出生数が少なかったためです。
29	配布資料 04 の 7 ページの子ども館の現状の課題には「待機児童が出ていて面積が足りない」ということですが、待機児童の年齢や人数などの実態を教えてください。	平成 26 年度に、2 歳児に 2 名の待機児童がありました。
30	公募資料 02 の 1 ページ 3.建築条件には、A.保育所棟のみで、B.学童保育棟の記載がありませんが、延べ面積は、保育所棟と学童保育棟を合わせて 900m ² 以下ということで宜しいでしょうか。	保育所棟と学童保育棟を合わせて 900m ² 以下とします。
31	公募資料 02「西栗倉村子育て支援の場建設工事概要書」1 頁、”3.建築条件“において、保育所棟について構造と規模についての記載がありますが、B の学童保育棟についての建築条件の記載がないように見受けられますが、B.学童保育棟に対する条件等はありませんでしょうか？もしくは保育所と学童保育の合計面積が 900 m ² 以下という意味ではないかと類推しますが如何でしょうか。	保育所棟と学童保育棟を合わせて 900m ² 以下とします。
32	学童保育に関して質問いたします。	学童保育の利用者は、平成 28 年度実績で、36

	<p>・学童保育の定員は何人ですか？</p> <p>・学童保育棟の保育室の一人当たりの面積は何㎡とすればよいですか？</p> <p>学習室、多目的室に関しても規定があれば教えてください。</p>	<p>名です。</p> <p>検討を行う上で、45名を想定してください。</p> <p>保育室一人あたりの面積規定は、1.65㎡以上としますが、計画用地においてふさわしい広さを想定してください。</p>
33	<p>保育所の中に「つどいの広場」が所要室に含まれていますが、この機能は保育所と一体になっているべきものでしょうか？</p> <p>もしくは別棟にしたり学童保育棟と合わせて考えてもよいものでしょうか。</p>	<p>つどいの広場は、厚生労働省が定める子育て支援拠点施設に該当するスペースです。</p> <p>事業の区分として、保育および学童保育のスペースとは区別する必要があります。</p>
34	<p>集いの広場で想定される具体的な活動、利用方法がございましたら教えていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>つどいの広場では、現在次のような活動を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの遊び、保護者の情報交換の場 ・リサイクル用品の交換 ・月に一度の保健師相談、身体計測 ・イベント
35	<p>園庭について、必要な面積が取れていれば、2ヶ所以上に分散して配置することは可能でしょうか？また、園庭一ヶ所について要求される最低限の面積はありますでしょうか？</p>	<p>園庭の考え方は、提案者独自にご検討ください。</p>
36	<p>忠魂碑の存する広場の所有者は民間ですか？あるいは県や村の所有ですか？</p> <p>連続した計画が望ましいとのことですが、広場も含めた提案が可能ですか？</p> <p>広場の外周フェンスは撤去・新設が可能ですか？</p>	<p>村所有地です。</p> <p>広場と連続した利用を積極的に検討したいと考えております。</p> <p>現在外周をフェンスで覆っておりますが、事業費の範囲内で、必要な撤去や新設を行うことは可能です。</p>
37	<p>公募資料02の5ページ7の別途工事費扱いの地域熱供給システムは、具体的に何を想定されてますか。(太陽光や太陽熱、木質バイオマスなど)また、敷地内にそのためのス</p>	<p>計画用地外に設置する木質バイオマスボイラーによる熱源装置から熱導管(パイプライン)を敷設し、冷暖房・給湯に使用することを想定しております。</p>

	<p>ペース(ボイラー室など)が必要ですか？</p>	<p>計画用地外に設置するボイラーおよび施設用地までの熱導管敷設は、概要書に記載する想定事業費には含みません。</p> <p>施設側に設備する冷暖房装置は、現段階で具体的な仕様が確定していないため、事業費には一般的な冷暖房設備(パッケージエアコン等)の導入に必要な事業費を見込んでおります。</p> <p>また、地域熱供給においても今年度詳細設計を行うこととしており、実施にあたり調整が必要です。</p>
38	<p>木材の乾燥方法について、天然もしくは人工乾燥等お考えがございましたら教えていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>天然乾燥・人工乾燥の併用を想定しております。構造用製材は SD20 以下、内外装材は SD18 以下で供給される木材を前提にご検討ください。</p>
39	<p>提出様式 03 の、「当該工事における規模」の欄は何を記載すればよいのでしょうか</p>	<p>① 児童福祉法第 7 条一項に基づく児童福祉施設の延べ床面積 500 ㎡を超える新築、増築、又は改築(改修工事は含まない)にかかわる基本設計、実施設計のいずれかに関わる実績記入に関して、「当該工事における規模」の記載については、複合用途を想定した記入欄です。「建築物の規模・構造」欄に記載の床面積の内、児童福祉施設以外の用途を含む場合は、児童福祉施設に該当する部分のみの床面積を記入ください。</p> <p>② 主要構造部を木造とした建築物の延べ床面積が 500 ㎡を超える新築、増築又は改築(改修工事は含まない)にかかわる基本設計、実施設計のいずれかの実績記入に関して、「当該工事における規模」の記載については、複数棟による建築物を想定した記入欄です。「建築物の規模・構造」欄に記載の床面積の内、主要構造部を木造としない建築物を含む場合は、主要構造部を木造とする棟および部分のみの</p>

		床面積を記入ください。
40	西栗倉村子育て支援の場プロポーザル方式設計者選定実施要領において、「プレゼンテーションは提出済みの技術提案書に基づいたものとし、技術提案書に記載した図や写真のみを拡大して使用することができます」と書かれておりますが、技術提案書に記載した「文章や文字」は、プレゼンテーションの時に、拡大して使用することは出来ませんか。	技術提案書に記載された「文章や文字」であれば、拡大して使用することを認めます。
41	実施体制計画書に記載した当該業務担当者とは異なりますが、同一事務所の別担当者を代理として登壇させたいと考えております。可能でしょうか。	計画書に記載された業務担当者のみ登壇可能です。それ以外の者については、登壇することができません。
42	<p>①会場の大きさ(何㎡程度でしょうか?)</p> <p>②審査員の数(何人程度でしょうか)</p> <p>③スクリーン縦横比は何対何程度でしょうか?</p> <p>④観覧者の募集をしていないようですが、当日は登壇者3名と審査員以外に会場には誰もいないと考えてよろしいでしょうか?</p> <p>⑤登壇者の三名以外にPC操作係りを付けてもよろしいですか</p> <p>⑥作成したパネルはどのようにして展示可能ですか?</p> <p>⑦会場の写真・平面図等をWEB等で公開し</p>	<p>① 8.6m×7.0m=60.2㎡の会議室を使用します。</p> <p>② 5名</p> <p>③ 4:3</p> <p>④ 審査委員以外に、アドバイザー・事務局スタッフ若干名が在室いたします。</p> <p>⑤ 審査会場には、準備時および発表時のいずれにおいても、登壇者以外の方の入室はできません。</p> <p>⑥ 登壇者が会議テーブル着席し、テーブル上に立ててお話いただくイメージです。審査委員とパネルの距離は、3～5m程度とご理解ください。(審査委員は、一次審査時に提出いただいている提案書を所持しております。)</p> <p>⑦ 審査会場の写真および平面図の公開は致</p>

	<p>てください</p> <p>⑧会場へは登壇者の3名以外にスタッフが同行する予定です。どこか待機する場所をご用意いただけますでしょうか？</p>	<p>しません。</p> <p>⑧ 集合時刻から発表までの時間は、控え室をご用意いたします。登壇者以外の方の控え室への入室はできません。登壇者以外の方の控え室は用意いたしません。</p>
--	---	---

以上